静内水委指示第８－２号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第１項及び第171条第４項の規定により、内水面における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

令和８年７月31日

静岡県内水面漁場管理委員会会長　　山　本　俊　康

１　禁止区域

賀茂郡東伊豆町大川字石神栗畑887番の１地先の町道参拝橋より上流の大川川水系大川川

２　禁止期間

３月１日から10月31日まで

３　魚種

全魚種

４　指示の適用除外

静岡県漁業調整規則（令和２年静岡県規則第61号）第47条第１項の規定により知事の許可を受けた者が採捕する場合

５　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和８年11月１日から令和10年10月31日までとする。